

五常小内決裁 令和4年11月11日

PTA 運営委員会 令和4年12月3日

保護者意見募集 令和4年12月12日

保護者への発出 令和5年2月13日

R6 改定案保護者意見募集 令和6年7月5日

R6 改定案保護者への発出 令和6年9月25日

枚方市立五常小学校 校長 榊 正文

「学校の役割と責任の明確化について」

－令和6年度改定版－

令和6年度改定案に対し、様々なご意見を賜り誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて修正し、以下の改定版を保護者の皆様にお示しします。

改定(追加)項目は2つです。

- ① いじめ・暴力等の事案が起こったときには、謝罪をおすすめしています。
- ② いじめ防止のため、スマホ等は保護者の厳重な管理をお願いします。

今回改定しましたように、以後は寄せられるご意見や環境の変化等を踏まえ適宜見直していく考えです。お忙しいところ恐縮ですが、どうぞご一読のほど、よろしく願いいたします。(なお、ご意見を踏まえて目次を作りました)

目次)

提案の趣旨	P2
直接的な提案理由①：教職員の健康管理	P2
直接的な提案理由②：家庭の教育方針の尊重	P3
直接的な提案理由③：最も重要なことに使う時間を生み出すこと	P3
学校から願いたい事項(具体例)	P4
●児童間トラブル未然防止についてのお願いです。	P4
●登下校や放課後の安全についてのお願いです。	P4
●ご家庭のルール、公共のルール・マナーなどについてのお願いです。	P5
●保護者のプライベートについてのお願いです。	P6

●いじめ・暴力等の事案が起こったときには、謝罪をおすすめしています。	P7
●いじめ防止のため、スマホ等は保護者の厳重な管理をお願いします。	P8
補足：ご留意事項	P9
その他：	P9
参考)教育基本法(抜粋) 家庭の役割について	P9
参考)いじめ防止対策推進法(抜粋)	P10

1. 提案の趣旨

本稿末尾記載の教育基本法では、学校、家庭及び地域は、それぞれの役割と責任を自覚し相互の連携及び協力に努めるものとあります。学校は、「子どもたちのより良い成長」のために、保護者・地域の皆様とともに一層の努力をしております。

そこでこのたび、教育基本法の考え方を踏まえ、「学校の役割と責任」とはどのようなものを整理して保護者にお示しします。これらのことをあらかじめご理解いただくことにより、保護者と学校がよりスムーズに連携することができます。「学校の役割と責任」について、保護者と学校の認識が一致していることで児童に関する様々な問題の未然防止につながれば、学校と教職員は本来やるべき重要な業務に集中することができます。

児童・保護者からの期待に応え、「子どもたちのより良い成長」という成果を出す学校であるために、保護者のご理解とご協力を賜うことができれば幸いに存じます。あくまでも、本文書の趣旨は、児童が安全かつ安心して学校生活を送るために、いじめの未然防止や素早い対処、「真に支援が必要なご家庭」への支援など、学校として最も重要な事柄に力を入れていきたいというものです。どうぞご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 直接的な提案理由①：教職員の健康管理

教員は、児童のためならとことん頑張ってしまう。一方、現在の教員は子育て世代が多く、家庭では保護者の皆様と変わらない生活を送り、家族の一員としての役割を果たしております。

その中で、他校では、激務に耐え燃え尽きるまで頑張り、急に病に倒れる教員が珍しくありません。しかし、教員不足のため、替わりの教員は来ることはほぼありません。そうすると、担任外の教員が今までの業務をこなしつつ担任を受けもつことにな

り、そのカバーを学年その他の教員陣や教務主任が、そのまたカバーを教頭が担い、学校全体が疲弊してしまうことがしばしばあります。

従いまして、児童の学校生活の最善を考えると、教職員の一人も欠くことなく年度末まで完走することが、まずもって一番の優先順位になります。それができなければ、児童（保護者）になんらかの悪い影響をおよぼすのは明らかです。教職員が物理的にも精神的にも過度に疲弊しないよう目を配り、学校が組織として機能するよう働き方をコントロールしていくのが、管理職の役割です。

3. 直接的な提案理由②：家庭の教育方針の尊重

教育基本法には、保護者は児童の教育について第一義的責任を有している、とあります。学校は、ご家庭の教育方針をしっかりと理解し尊重すべきです。ただこれまで、ともすると本来自由であるべきなのに、学校以外の生活にも学校が定めるルールを押し付けるような運用がしばしばなされてきたように感じます。

そのために、過去児童間のトラブル等が起こった際、ご家庭と学校の認識が一致せず、対処が遅くなったり、解決が長引いてしまうことがありました。そうすると、児童・保護者はもちろん、教職員も精神的・物理的に困難な状態に陥り、担任する他の児童の教育がおろそかになりがちです。

これは、保護者・学校双方の認識の不一致や、学校の業務・責任明示のあいまいさに起因すると考えられます。そこで、今回過去の事例をもとにその原則を明確化し、保護者にあらかじめお知らせしておきたいと考えます。「学校は勉強したり、仲間と過ごすところ」「家庭は生活するところ」という大原則をしっかりと踏まえて、謙虚で健全な学校運営をめざしてまいります。

4. 直接的な提案理由③：最も重要なことに使う時間を生み出すこと

本文書の趣旨は、あくまでも児童が安全かつ安心して学校生活を送るために、いじめの未然防止や素早い対処、「真に支援が必要なご家庭」への支援など、学校として最も重要な事柄に力を入れていきたいというものです。

学校は、教育機関であると同時に、保護者の皆様にとって最も身近な教育相談機関であり支援機関でもあります。ご家庭から寄せられるご相談に対し、真摯に、丁寧に対応させていただくための時間を生み出していきたいと考えています。

以下の内容は、個々の教職員の記憶にある、①過去保護者等から依頼され困難に陥った例、②教職員の業務範疇にはないと思われるものの例と、③それらをもとにした未然防止等の案をとりまとめたものです。これらを通じて、学校の「責任」と「役割」をお示ししたいと考えます。また、これら記述内容については、今後保護者のご意見や環境変化を踏まえ、適宜見直してまいります。

5. 学校から願いたい事項（具体例）

●児童間トラブル未然防止についてのお願いです。

○法により個人情報が厳格に管理される中、以前よりも保護者同士のちょっとしたコミュニケーションが取りにくくなっていると聞いています。そこで、児童間、ご家庭間のトラブルの未然防止に役立つことをまとめました。

○友だちとの私物の貸し借りは保護者同士で連絡をとっていただくようお願いいたします。また、学校でのやり取りはさせないようお願いいたします。もし学校が禁止する私物を発見した場合は、学校ルールの観点で指導します。

○ご家庭での行事に友だちを招く際は、保護者同士が許可し合っていただくようお願いいたします。

○放課後・休日休暇など学校外での児童間のトラブルは、まずはご家庭でのご指導をお願いします。それが学校内で現れた場合は、学校でも指導します。

○オンラインゲームやLINE等での児童間トラブルは、インターネットを使うことを許可しているご家庭でのご対処をお願いします。例えば「夜遅くLINEが来るので相手の児童と保護者に注意してほしい」との要望が学校に来たことがありましたが、まずはご家庭でスマホの夜間制限等をご検討いただくことなどが考えられます。ただし、学校が貸与しているiPadを使用した学校外のネットトラブルやいじめ事案全般は、学校が関与し指導します。

●登下校や放課後の安全についてのお願いです。

児童の安全確保について、保護者・地域の皆さまがご尽力なさっていることに心から感謝するとともに敬意を表します。一方学校は、授業準備や懸案事項への対処など教職員しかできない校内の業務に力を注いでおり、校外のことに対処するには、人員・スピ

ードなどの点で難しいところがございます。学校も、児童の安全のためできる限りのことをいたしますが、児童のすみやかな安全確保を第一に考え、以下のことをまとめました。

○登下校や放課後の公園等での児童の安全はご家庭の管理になりますので、なにとぞご留意をお願いいたします。

○不審者対応はまず警察(110番)に通報をお願いします。仮に学校にご連絡をいただいた場合、学校から警察に通報しても、結局警察からその保護者に連絡することになります。その後警察より「安まちメール」などで不審者情報が保護者・地域に共有される仕組みです。従いまして、いち早く警察が捜査に動き、警戒情報が共有されるためには、警察に通報していただくのが一番早いことになります。(通報後学校と情報を共有してもらうのはありがたいと考えています)

○保護者・地域の方から「転んでケガした子がいる」といったご連絡をいただくことがあります。事情が不明な時には、緊急で教職員が出動します。

ただ、いつも学校が機動的に対処できるとは限らないことに加え、大ケガや重症の場合は、発見後すぐに救急や警察への通報が必要な時もあります。児童の安全確保を第一に考えますと、緊急時の発見者におかれては、近隣の保護者や地域住民の方などとともに、素早い対応をお願いすることがあります。

同時に、学校は現場と保護者をつなぐ役割も、しっかり果たしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○通学路脇の住宅にスズメバチの巣があるといったご連絡を学校にいただくことがあります。お庭などの管理責任はその住民の方にありますので、まずはそのお宅または自治会などに、またご高齢者のお住まいでは地区の民生委員などにご相談いただくようお願いいたします。まれに、所有者不明の空き家がありますが、その際は市役所の担当にご連絡をいただきますようお願いいたします。

●ご家庭のルール、公共のルール・マナーなどについてのお願いです。

○ゲーム(スマホ)をやり過ぎたり、学校貸与のiPadで遊び過ぎたりすることで、目が悪くなったり、睡眠時間が不足したりことがあり、学校で一律に制限してほしいとのご要望をいただくことがあります。

これら時間制限等は、ご家庭のルールで運用、指導していただくことが大事だと考えております。特に学校貸与のiPadの時間制限のことでご要望がありますが、枚方市教育委員会としては、このiPadは鉛筆やノートと同じ「文具」の一つと考えております。

「文具」の使い方や制限についてご家庭のルールがあるように、iPad もご家庭のルールで運用、指導をお願いします。

○遊びから帰る時間が遅い、遊び方が悪い、コンビニでの買い食いに問題があるので学校で指導してほしいとの要望をいただくことがあります。放課後の門限や遊び等は法律や常識に照らしご家庭のルールで運用、指導していただくことが大事で、学校で一律に制限することは好ましくないと考えております。

○学級懇談会で放課後の遊び方について議題にしてほしい。

自転車に乗るのは○年生からにするなど、学校にルールを決めてほしい
校区外に行かないルールにして、学校で指導してほしい などの要望をいただくことがあります。このような放課後の行動等のご家庭の価値観に沿ってルールを運用、指導していただくことが大事で、学校で一律に制限することは好ましくないと考えております。もちろん、懇談会等の情報交換の話題として取り上げることは可能と考えます。

○お箸の使い方、食べる時のマナー、ご飯粒を残さない等の食事に関することを学校で指導してほしいとのご要望をいただくことがあります。これらについて、大事なこととして学校でも折に触れ話をしております。ただ、毎日の給食の時間に食事のしつけ、マナーについての教育を行う時間はほぼなく、特にコロナになってからは、教師は配膳等に特段の注意をしなければならなくなり、毎日 10 分程度の食事時間となっています。食育は学校でも行いますが、食事のマナー等については、ぜひともご家庭で指導をお願いします。

○保護者からお電話で「きょうだいゲンカをしているから止めに来てほしい」とのご依頼がありました。一般論としては、ご家族しかわかり合えないことに学校が関与するのはできる限り避けたいと考えております。なにとぞご理解のほどお願いいたします。

ただ、SOS の背景になんらかの大きな困難が潜んでいることも考えられます。そのような場合は、ご家庭に必要な支援が届くよう、学校は尽力してまいりたいと考えています。

○放課後・休日休暇の学校外の児童の非行を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。例えば、児童が万引きした等の際、店から迎えに来るよう言われることがあります。このような非行事案は、学校の教育的指導の前に、まずは警察と保護者が対処することが、児童の将来にとっての最善につながると考えます。

●保護者のプライベートについてのお願いです。

○ ある保護者から、別の保護者とこじれて話ができないから間に入って欲しいとの依頼がありました。児童のことを思えば、円満になるようなんとかしたいという思いはあります。ただ、保護者間のプライベートに関して教育公務員が立ち入ることは避けるべきと考えますので、なにとぞご理解のほどお願いいたします。

● いじめ・暴力等の事案が起こったときには、謝罪をおすすめしています。

○ いじめ・暴力等の加害児童※1の保護者は、被害児童及びその保護者に対し、謝罪の気持ちを表したほうが良いと考えています。(そこに複雑な思いがおありなのは、もちろん理解します※2) 少なくとも、謝罪する姿勢を示すことが大事です。

一般的に、被害児童の保護者は、加害児童の保護者から謝罪がないことにもやもやしたのを感じています。とは言え、「謝って欲しい」というわけでもありません。なのに「加害児童の保護者が謝罪したいと言われています」と、学校から被害児童の保護者に伝えると、丸くおさまることが多いのです。これは、「謝ることができる保護者のようだ。じゃあ子どもにしっかり指導してくれて、次はもう無いだろう」と信じる心理が働くからと考えられます。

学校では、日々次から次へと様々なことが起こります。関係する児童が前向きに学校生活を送れるよう、謝罪の姿勢を表すことによって事案に区切りをつけることをおすすめしています。このようなことが起きたときには、ご不明な点をぜひご相談下さい。

※1 下記のとおり、いじめの定義は、一般的なイメージと違い、事案を見逃さないようかなり幅広いものになっています。加害行為が故意かどうかに関わりなく、被害児童が心身の苦痛を感じれば、いじめとなります。したがって、だれでも「加害・被害児童のどちらにもなる」可能性があるのです。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第二条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係のある児童等が行う心理的または物理的に影響を与える行為(ネット含む)で、当該対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省いじめ事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afie/ldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

※2 法律では、被害児童からの訴えがあれば、まずは「いじめ」があったものとして扱われます。しかし、必ずしも関係者全員が正直な供述をしているとも言いにくく、加害者であって同時に被害者であるなど、毎日の学校生活で起こる事案は、複雑に絡み合っ

たものが少なくありません。

教職員による聞き取り調査に限界がある中、本当のことと、そうでないこととで絡みあったものを、できるだけときほぐして真実に近づいていこうと、教職員は努力しているところです。

●いじめ防止のため、スマホ等は保護者の厳重な管理をお願いします。

○学校は、インターネットの一般的なリスクについて日常の指導を行うとともに、スマホを使ったいじめが起こった際にも指導をしていますが、日々のスマホ利用においては、保護者の責任のもと十分な管理とご指導をお願いします。(スマホの使用前に、まずはご家庭のルールをお決めください)

法律で、いじめが起こったときには学校が対処するよう定められています。これは、スマホでのいじめも同様です。スマホのいじめが起こった時の対応にかける時間は膨大です。例えば、加害児童への事情聴取や指導、全ての関係児童のスマホを持参させ、不適切な情報を削除する作業などです。

このような作業に教職員が忙殺されることにより、授業の準備にあてる時間や児童に向き合う時間が無くなることは、全ての児童にとって大きな不利益となります。

○SNS 等で不適切な発言を行っていないか、定期的に確認することをおすすめします。残念なことに、LINE 等 SNS で「死ね、ウザい、消えろ」などの不適切な発言※が日常的になされており、お金に関するやりとりを見受けることもあります。

※なお、児童本人が不適切と思っているかどうかは別にして、社会常識的に不適切であれば、どのような理由でも指導の対象になります。お子様に問うだけでなく、直接スマホをご確認ください。

○LINE、Instagram、TikTok、YouTube 等のアプリの年齢制限は 12 歳以上です。小学生が使うことは、客観的に見て早すぎると考えます。従いまして、それを小学生に利用させる保護者は、先々のトラブルのリスクを抱える覚悟を持ち、その対処を義務付けられるということです。

○スマホの所持及び SNS 等の利用については、これらを踏まえて慎重に検討していただくとともに、児童にスマホを与える場合には、先々のトラブルを防止するためのルールについて、事前に良く話し合ってくださいようお願いいたします。大事なことです。不明な点はいつでもご相談下さい。LINE 等 SNS の自粛の推奨について、末尾の参考) 欄に法的根拠を示します。

6. 補足：ご留意事項

①児童のいじめは、学校内外問わず学校の人間関係に端を発しているため、法律上学校が関与する必要があります。明らかに学校での人間関係が原因であり、そこへの対応を学校が怠っていたとされるようなケースでは、学校側の責任が問われることになります。学校は、しっかり取り組んでまいります。

②いじめ事案を除き、放課後等に起こった学校外トラブルの解決は原則保護者の責任で対処していただきますが、児童の安全確保や事後の円滑な学級運営を考えると、教員がそのトラブルに関する情報を得ておく方が望ましいと言えます。そこで、学校外のことであっても、児童間の人間関係など学校生活に関係すると思われることはお聞かせください。(こちらからお尋ねすることもございます。)学校は、保護者の皆様にとって最も身近な教育相談機関であり支援機関です。学校外のことだからといって、決して保護者からの情報やご相談をお断りするものではないということに、ご留意くださいますようお願いいたします。

③本文書の趣旨は、児童が安全かつ安心して学校生活を送るために、いじめの未然防止や素早い対処、「真に支援が必要なご家庭」への支援など、学校として最も重要な事柄に力を入れていきたいというものです。ぜひともご理解を賜りますようお願いいたします。

7. その他：

参考) 教育基本法(抜粋) 家庭の役割について

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

参考) いじめ防止対策推進法(抜粋)

(保護者の責務等)

第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(中略)

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。(後略)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条

(前略)

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。(後略)